

## 兵庫県告示第1094号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 起業者の名称

たつの市

### 2 事業の種類

たつの市民病院駐車場拡張整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

兵庫県たつの市御津町朝臣字五反田地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

たつの市民病院駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

#### (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」の施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者であるたつの市は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件について

##### ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の施行により、自動車での来院者や職員等の駐車スペースを確保できるとともに、病院正面駐車場での駐車待ち車両の滞留による緊急車両進入の妨げ防止や周辺道路等への路上駐車防止による地域住民等の生活安全確保等が図られることから、本件事業により得られる利益は相当程度存すると認められる。

##### イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないが、任意の起業地調査では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行に伴う環境への影響は極めて小さいものと推測される。また、起業地周辺は一団の優良農地が広がるが、起業地は端部に位置し、周辺農地の土地利用に対する影響も軽微で、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

##### ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件／駐車場利用者の安全性や、周辺農地への影響に配慮されていること、(2)技術的条件／駐車場出入口が複数配置でき、効率的な利用ができること、(3)経済的条件／事業費を軽減でき、施設維持費が継続的に発生しないこと、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も均衡のとれた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

##### エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在借地利用している臨時駐車場用地について、土地所有者に今年度内の返却を要することから、自動車での来院者や職員等の利用のため、早急に駐車場を整備する必要がある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により整備される駐車場は、利用上の利便性や安全性を確保しつつ、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

たつの市役所情報公開コーナー